［略］	ハ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動　特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。

○法務省令第二十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、特別高度人材の基準を定める省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

法務大臣　齋藤　健

特別高度人材の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項の法務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う外国人であって、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「上陸許可の証印等」という。）を受ける時点において、契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下同じ。）から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上であり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

ア　博士若しくは修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。

イ　従事する研究、研究の指導若しくは教育又は業務について十年以上の実務経験があること。

二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であって、上陸許可の証印等を受ける時点において、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。）及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四千万円以上であり、かつ、事業の経営又は管理について五年以上の実務経験があること。

附　則

この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。

○財務省令第三十三号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条の二第三項において準用する同法第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令（昭和四十五年大蔵省令第二十三号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国債の名称） **第一条**　国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行ウクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」と総称する。）とする。 ［第二条～第八条　略］	（国債の名称） **第一条**　国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」と総称する。）とする。 ［第二条～第八条　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。